



日本幼稚園協会編輯會育兒教育

主幹　日本幼稚園協會規則

東京女子高等師範學校長　吉岡鄉甫

附屬幼稚園主任事務　堀七藏

- 第一條　本會ハ幼兒教育ノ改良發達ヲ圖ル
ヲ以テ目的トス
- 第二條　本會ハ日本幼稚園協會ト稱ス
- 第三條　會員タラントスルモノハ幼稚園ニ
關係アルモノ又ハ幼兒教育ニ篤志ナルモノ
- 第四條　會員ハ會費トシテ一ヶ月金參拾五
錢ヲ譲出スヘシ
- 第五條　令聞名望アル人ニシテ本會ノ事業
ニ種益アリト認ムルトキハ特ニ請ヒテ客員
トナスコトアルベシ
- 第六條　幼稚園ニ關係アルモノニシテ本會
ノ事業ノ爲ニ特ニ盡力ヲ與ヘラル、モノニ
請ヒテ地方委員トナスコトアルベシ
- 第七條　本會ハ毎年一回總會ヲ開ク。但場
合ニヨリ臨時休會スルコトナ得
- 第八條　本會ハ左ノ事業ヲ行フ
一、幼兒教育ニ關スル研究及之調査
二、幼兒教育ニ關スル講演會及之講習會ノ
開催
- 一、雜誌發行（毎月一回）

- 一、幼兒教育ニ關スル圖書刊行
一、保姆就職及招聘ニ關スル仲介
一、其也本會ノ目的ニ種益アリト認メタル
事件
- 第九條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク
會長　一名　會務ヲ總理ス
主幹　一名　會長ヲ補佐シテ會務ヲ掌
理ス
- 第十條　會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ
分掌ス
- 評議員　若干名　重要ナル事件ニ關シ會長
ノ諮詢ニ應ズ
- 第十一條　主幹　幹事　評議員ハ二ヶ月ナ期
シテ會長ヨリ推舉スルモノトス
- 第十二條　本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ設ケ
又ハ記チ雇入ル、アトアルヘシ
- 第十三條　本規則ハ總會出席會員ノ三分ノ二
以上ノ同意ヲ得ルニアラザレハ變更スルコ
トヲ得ズ